

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
<p>(個人の県民税の賦課に関する報告書等の様式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 条例第36条第2項に規定する規則で定める様式による計算書は、様式第6号によるものとする。</p> <p>(ゴルフ場利用税の納入申告書等の様式等)</p> <p>第52条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 1048 769 1585"> <thead> <tr> <th>条 項</th> <th>書 類</th> <th>様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 条例第72条第2項</td> <td>ゴルフ場利用税の非課税（又は特例税率）の適用がある旨の申出書</td> <td>様式第7号又は様式第8号</td> </tr> <tr> <td>2 条例第72条の2第1項</td> <td>特例税率適用ゴルフ場の指定申請書</td> <td>様式第9号</td> </tr> <tr> <td>3 条例第77条</td> <td>ゴルフ場利用税納入申告書</td> <td>様式第10号</td> </tr> <tr> <td>4 条例第78条第3項</td> <td>ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証</td> <td>様式第11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p>	条 項	書 類	様 式	1 条例第72条第2項	ゴルフ場利用税の非課税（又は特例税率）の適用がある旨の申出書	様式第7号又は様式第8号	2 条例第72条の2第1項	特例税率適用ゴルフ場の指定申請書	様式第9号	3 条例第77条	ゴルフ場利用税納入申告書	様式第10号	4 条例第78条第3項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証	様式第11号	<p>(個人の県民税の賦課に関する報告書等の様式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 条例第36条第2項に規定する規則で定める計算書は、別に定める様式による個人の県民税徴収取扱費計算書とする。</p> <p>3 前項の個人の県民税徴収取扱費計算書には、<u>条例第36条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項各号に掲げる金額を記載しなければならない。</u></p> <p>(ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨の申出書等の様式等)</p> <p>第52条 条例第72条第2項に規定する規則で定める申出書は、別に定める様式による<u>ゴルフ場利用税の非課税（又は特例税率）の適用がある旨の申出書とする。</u></p> <p>2 前項のゴルフ場利用税の非課税（又は特例税率）の適用がある旨の申出書には、<u>非課税又は特例税率に該当する事由を記載しなければならない。</u></p> <p>3 条例第72条の2第1項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による<u>特例税率適用ゴルフ場の指定申請書とする。</u></p> <p>4 前項の特例税率適用ゴルフ場の指定申請書には、<u>ゴルフ場の利用料金の軽減の状況を記載しなければならない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 条例第77条に規定する規則で定める納入申告書は、別に定</p>
条 項	書 類	様 式														
1 条例第72条第2項	ゴルフ場利用税の非課税（又は特例税率）の適用がある旨の申出書	様式第7号又は様式第8号														
2 条例第72条の2第1項	特例税率適用ゴルフ場の指定申請書	様式第9号														
3 条例第77条	ゴルフ場利用税納入申告書	様式第10号														
4 条例第78条第3項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証	様式第11号														

3 [略]

(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 [略]

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当するもの

- (2) [略]

(自動車取得税に係る納税済印の形式)

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第12号のとおりとする。

(自動車取得税の減免の申請書等の様式等)

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める様式による申請書は、自動車取得税減免申請書(様式第13号)のとおりとする。

2 局長は、前項の自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車取得

める様式によるゴルフ場利用税納入申告書とする。

7 前項のゴルフ場利用税納入申告書には、ゴルフ場の利用者の区分ごとの利用人員、税率及び税額を記載しなければならない。

8 [略]

9 条例第78条第3項に規定する規則で定める証票は、様式第6号によるものとする。

(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 [略]

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第4において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定を受けているもの

- (2) [略]

(自動車取得税に係る納税済印の形式)

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号によるものとする。

(自動車取得税の減免の申請書等の様式等)

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車取得税減免申請書とする。

2 前項の自動車取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 滅失し、又は損壊した自動車及び当該自動車に代わるものとして取得した自動車に係る登録番号及び価額  
(2) 減免を受けようとする税額及びその理由

3 第1項の自動車取得税減免申請書には、条例第98条第2項に規定する書類のほか、滅失し、又は損壊した自動車及び当該自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

4 局長は、第1項の自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車取

税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（軽油の返還届書等の様式等）

第63条の4 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第99条の17第1項	軽油の返還届書	様式第14号
2 条例第99条の17第2項又は第99条の18第3項	軽油引取税還付・納入義務免除申請書	様式第15号
3 条例第99条の18第1項	軽油引取税免税承認申請書	様式第16号
4 条例第99条の18第2項	軽油引取税免税承認書	様式第17号

2 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第99条の9第2項又は第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）
2 条例第99条の9第5項	軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書
3 条例第99条の9第3項又は第7項	軽油引取税特別徴収義務者登録・登録消除通知書
4 法第144条の44第4項、第144条の47第5項又は第144条の48第4項	軽油引取税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

3 [略]

4 [略]

得税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（軽油引取税特別徴収義務者登録申請書等の様式等）

第63条の4 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第99条の9第2項又は第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）
2 条例第99条の9第5項	軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書
3 条例第99条の9第3項又は第7項	軽油引取税特別徴収義務者登録・登録消除通知書
4 法第144条の44第4項、第144条の47第5項又は第144条の48第4項	軽油引取税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2 [略]

3 [略]

4 条例第99条の17第1項に規定する規則で定める届書は、別に定める様式による軽油の返還届書とする。

5 前項の軽油の返還届書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）軽油を売り渡した年月日及びその数量

（2）軽油の返還があった年月日及びその数量

（3）軽油を返還した者の住所及び氏名

	<p>(4) <u>軽油の販売契約を解除した年月日及びその事由</u></p> <p>6 <u>条例第99条の17第2項及び第99条の18第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除申請書とする。</u></p> <p>7 <u>前項の軽油引取税還付・納入義務免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>還付又は免除を受けようとする税額</u></p> <p>(2) <u>解除された販売契約又は交付を受けた免税証（条例第99条の4に規定する免税証をいう。第9項において同じ。）の明細</u></p> <p>8 <u>条例第99条の18第1項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による軽油引取税免税承認申請書とする。</u></p> <p>9 <u>前項の軽油引取税免税承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>免税軽油（条例第99条の12第1項に規定する免税軽油をいう。第11項において同じ。）以外の軽油を免税用途（条例第99条の4に規定する用途をいう。以下この号及び同項第1号において同じ。）に供した数量及びその理由</u></p> <p>(2) <u>免税証の交付を申請することができなかった理由</u></p> <p>10 <u>条例第99条の18第2項に規定する規則で定める承認書は、別に定める様式による軽油引取税免税承認書とする。</u></p> <p>11 <u>前項の軽油引取税免税承認書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量</u></p> <p>(2) <u>免税軽油以外の軽油の引渡しを行った年月日並びに販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称</u></p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第6号から様式第10号までを削り、様式第11号を様式第6号とし、様式第12号を様式第7号とし、様式第13号から様式第17号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は証票等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は証票等については、なお従前の例による。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

3 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(産業廃棄物税の納入申告書等の様式)

第9条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に定める様式によるものとする。

条 項	書 類	様 式
1 条例第15条	産業廃棄物税納入申告書	様式第1号
2 条例第18条第2項	産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書	様式第2号
3 条例第19条第3項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第3号
4 条例第20条第1項又は第2項	産業廃棄物税納付(修正)申告書	様式第4号

(産業廃棄物税の納入申告書等の様式等)

第9条 条例第15条に規定する規則で定める納入申告書は、別に定める様式による産業廃棄物税納入申告書とする。

2 前項の産業廃棄物税納入申告書には、課税標準たる重量及び税額を記載しなければならない。

3 条例第18条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書とする。

4 前項の産業廃棄物税還付・納入義務免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 還付又は免除を受けようとする産業廃棄物税に係る課税標準たる重量

(2) 還付又は免除を受けようとする税額及びその理由

5 条例第19条第3項に規定する規則で定める証票は、別記様式によるものとする。

6 条例第20条第1項に規定する規則で定める納付申告書及び同条第2項に規定する規則で定める修正申告書は、別に定める様式による産業廃棄物税納付(修正)申告書とする。

7 前項の産業廃棄物税納付(修正)申告書には、申告納付又は修正申告納付に係る課税標準たる重量及び税額を記載しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とし、様式第4号を削る。

(岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書等又は証票について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は証票については、なお従前の例による。